

構造関係規定改正の概要について

令和7年4月1日より木造建築物の構造関係規定について、仕様の多様化、特に高い省エネ性能のニーズに対応した建築物の重量化に対応するため、壁量や柱の小径の基準が改正されます。

1 壁量基準等の改正

木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化等に対応するため、必要な壁量や柱の小径等の基準が改正されます。

(1) 必要壁量の基準（建築基準法施行令第46条第4項）

- ・建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、地震力に対する必要壁量を算定します。
また、太陽光発電設備等を設置する場合、その荷重を考慮します。
 - ・必要壁量の算定を支援するためのツールがあります。
 - ①主要な壁、屋根の仕様、階高等に応じて、算定式によりあらかじめ算定した床面積当たりの必要壁量を一覧表にした「早見表」※
 - ②壁、屋根の仕様、太陽光パネルの有無に応じて算定式を用いて、床面積当たりの必要壁量を算定できる「表計算ツール」※
- ☆風圧力に対する規定は現行のままです。

(2) 存在壁量の基準（建築基準法施行令第46条第4項）

- ・基本的に、腰壁や垂れ壁等の準耐力壁等を存在壁量に算入することができます。

(3) 柱の小径の基準（建築基準法施行令第43条第1項）

- ・建築物の荷重の実態に応じて、算定式により柱の小径や小径別の柱の負担可能な床面積を算定します。
- ・柱の小径や柱の負担可能面積の算定を支援するためのツールがあります。
 - ①主要な壁、屋根の仕様、階高等に応じて、算定式によりあらかじめ算定した床面積当たりの柱の小径を一覧表にした「早見表」※
 - ②壁、屋根の仕様、太陽光パネルの有無に応じて算定式に基づき、柱の小径や柱の負担可能面積を算定できる「表計算ツール」※

※ 早見表と表計算ツールは、公益財団法人 日本住宅・木材技術センターのホームページにおいて公開しています。 <https://www.howtec.or.jp/publics/index/441/>



詳細内容は、国土交通省のホームページの『改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅（軸組構法）等の確認申請・審査マニュアル』をご覧ください。

資料ライブラリー

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/O4.html>

改正建築物省エネ法・建築基準法等に関する解説資料と Q&A

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_document.html

2 構造計算対象の見直し

木造建築物について、仕様規定や簡易な構造計算で建築できる範囲は、改正前は高さ13m以下かつ軒高9m以下の建築物でしたが、改正後は軒高に関わらず高さ16m以下に拡大されます。

一方、改正前は2階建て以下で延べ面積500㎡以下の建築物であれば、仕様規定により構造安全性を確認できましたが、改正後は、延べ面積が300㎡を超える場合には、少なくとも簡易な構造計算をすることが必要となります。

これらの見直しにあわせて、二級建築士の業務範囲については「階数3以下かつ高さ16m以下」に、木造建築士の業務範囲については「階数2以下かつ高さ16m以下」に変更されます。

《木造建築物の構造計算対象の規模》

階数は地階を除く

		高さ16m以下	高さ16m超60m以下	高さ60m超
階数1 または 階数2	300㎡以下	仕様規定	高度な計算構造 ・許容応力度等計算 ・保有水平耐力計算 ・限界耐力計算	時刻歴応答解析
	300㎡超	簡易な構造計算 ・許容応力度計算		
階数3				
階数4以上				

簡易な構造計算：比較的小さな建築物に求められる構造計算（許容応力度計算）

高度な構造計算：比較的大きな建築物に求められる構造計算（保有水平耐力計算など）

3 小規模な伝統的木造建築物等の構造計算適合性判定の合理化

小規模（階数が2以下かつ延べ面積300㎡以下、高さ16m以下）な伝統的木造建築物等については、高度な構造計算（限界耐力計算等）により構造安全性を確認するとともに、確認申請時に、構造計算適合判定が必要です。改正後は、構造設計一級建築士が構造設計または構造関係規定に適合するかどうかの確認を行い、かつ、専門的知識を有する建築主事等が建築確認審査を行う場合は、構造計算適合性判定が不要となります。

改正前



改正後



※1：構造設計一級建築士

※2：専門的知識を有する建築主事等（構造計算適合判定資格者を想定）

《問合せ先》

葛飾区 都市整備部 建築課 構造設備係

電話：03-5654-8360（直通）